

6 都薬会発第 486 号
令和 7 年 3 月 8 日

地区薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 高橋 正夫

「薬物専門講師証明書交付申請書」の提出について

平素は本会会務の重点事業であります薬物乱用防止啓発事業に格別のご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、東京都保健医療局から別紙 1(令和 7 年 2 月 26 日付、6 保医健薬第 4316 号) のとおり、本年も薬物専門講師証明書交付申請の受付を開始する旨の連絡がありました。

つきましては、薬物乱用防止に関する専門的知識を有し学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている本会会員の方で、「証明の要件※」を満たして新たに薬物専門講師証明書の交付を希望される方は、別紙 2「薬物専門講師証明書交付申請書」に必要事項をご記入の上、5 月 15 日(木)までに東京都薬剤師会事務局 職能対策課へ郵送または E-mail (PDF) でご提出をお願い致します。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴地区薬剤師会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、薬物専門講師証明制度において、令和 7 年 9 月 30 日に有効期限を迎える薬物専門講師の先生方へは本会から直接ご案内していることを申し添えます。

※「証明の要件」につきましては、別添の「薬物専門講師証明制度に関する要綱」をご参照ください。

お問合せ／提出先：

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21

東京都薬剤師会 職能対策課 高垣

Tel 03-3294-0096 fax 03-3295-2333

E-mail : syokunou@toyaku.or.jp

6保医健薬第4316号
令和7年2月26日

公益社団法人東京都薬剤師会会長 殿

東京都保健医療局健康安全部長
中川 一典

薬物専門講師証明書交付申請書の取りまとめについて（依頼）

平素より、東京都の薬物乱用防止啓発事業につきまして、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先日は、令和7年1月10日付6保医健薬第3505号により依頼した薬物専門講師研修会の開催について、周知に御協力いただき、誠にありがとうございました。

本研修受講者のうち要件を満たした方に対しては、東京都が申請に基づき薬物専門講師証明書を交付することとし、申請は、薬物専門講師証明制度に関する要綱（平成23年3月10日22福保健薬第2064号。以下、「要綱」という。）5に基づき、原則として団体を経由して行うこととしております。

つきましては、令和7年度薬物専門講師証明書交付申請の受付を下記のとおり行いますので、取りまとめいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度の研修につきましては、実地での開催のため、本研修受講者に対しては、研修会資料一式と研修受講カードを当日配布いたします。

今後とも、家庭、学校、地域が一体となった薬物乱用の根絶に向けた取組の輪が広がっていくよう、青少年への啓発活動に一層の御理解と御協力の程お願い申し上げます。

記

1 申請対象者

以下の（1）（2）のいずれかに該当する方

- （1）すでに証明書を交付済みの方で、有効期限の終期が令和7年9月30日以前の方
- （2）これまで証明書の交付を受けたことがなく、新規に証明書の交付を希望する方

※証明番号の上二桁が、“23”、“24”の方（有効期間の終期が令和8年9月30日若しくは令和9年9月30日の方）は申請対象外です。

2 証明書の交付要件

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、次の要件をいずれも満たすこと

- （1）薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- （2）要綱8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

3 提出書類

貴会会員から提出された「薬物専門講師証明書交付申請書」

4 受付期間

令和7年4月1日（火曜日）から同年5月31日（土曜日）まで（当日消印有効）

5 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当

（添付資料）

- ・薬物専門講師証明書交付申請書
- ・薬物専門講師証明書交付申請書の記載例（令和7年度版）
- ・薬物専門講師証明制度に関する要綱

《提出及び問合せ先》

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

東京都保健医療局健康安全部薬務課 小山

直通電話番号 03-5320-4505

薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都保健医療局健康安全部長 殿

〒
住 所ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)

2 受講した薬物専門講師研修 _____ 年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「新規」と記載すること。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関する
こと以外には一切使用しません。

研修受講カード貼付位置

今年度の申請対象者は、

- ・証明番号の上二桁が“22”より小さい方(有効期間の終期が令和7年9月30日より前の方)
- ・これまで証明書の交付を受けたことがなく、新規に証明書の交付を希望する方

記載例 (令和7年版)

薬物専門講師

※ 証明の申請は、令和7年4月1日から5月末日までに、所属する団体を経由して行ってください。

※ 証明書は3年間有効です。令和7年度に更新が必要な方は、令和7年9月が期限となっている方です。

東京都保健医療局健康安全部長 殿

〒163-8001

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1

ふりがな やくむ たろう
氏名 薬務 太郎

押印欄は廃止

(電話番号 03-5320-4505)

証明番号 新規

更新の場合は、現在お持ちの証明番号を御記入ください。

初めての申請の場合は、“新規”と御記入ください。

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

今年度に申請される際は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

1 講師を務めた薬物乱用防止講習

令和4年 5月10日 実施	開催場所 (学校名など) 都庁小学校
令和5年 9月17日 実施	開催場所 (学校名など) 薬務高等学校
令和6年 1月14日 実施	開催場所 (学校名など) 府薬対策区民センター

令和4年度から令和6年度までに受講したものを示す矢印

2 受講した薬物専門講師研修

令和7年2月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載された講師証明書の交付を申請する者については「新規」

※ 薬物専門講師証明書交付申請書(別紙)に記入し

「受講カード」又は「受講カードのコピー」の貼付をお願いいたします。
(受講カードが手元にない場合は貼付不要です。)

研修受講カード

氏名 薬務 太郎

【研修名】 令和6年度 薬物専門講師研修

【受講日】 令和7年2月

受講済

保健医療局健康安全部薬務課麻薬対策担当

薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成23年3月10日
22福保健薬第2064号

改正 令和3年3月30日
2福保健健第2272号
令和5年6月30日
5福保健健第600号

1 目的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

2 薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
- (2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

3 証明の対象者

原則として、東京都保健医療局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

4 証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

5 証明書の交付申請

4に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を経由して行うこととし、団体は、申請書をとりまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年4月1日から同年5月末日までとする。

6 証明書の交付

健康安全部長は、5に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第2号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から3年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

7 変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第3号様式）により、原則として団体を経由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

8 薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 4に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成22年4月1日以降に実施されたものを対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都保健医療局健康安全部長 殿

〒
住 所

ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)

2 受講した薬物専門講師研修 _____ 年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「新規」と記載すること。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関すること以外には一切使用しません。

第2号様式

(表)

55mm	91mm
	薬物専門講師証明書
	証明番号 _____
	氏名 _____
	上記の者は、「薬物専門講師証明制度に関する要綱」に規定する要件を満たした薬物専門講師であることを証明します。
	年 月 日
	【有効期限】 年 月 日まで
	東京都保健医療局健康安全部長

(裏)

<p>薬物専門講師証明制度に関する要綱（抜粋）</p> <p>1 目的 薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。 これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。</p> <p>4 証明の要件 証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。 (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。 (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。</p> <p>8 薬物専門講師研修 東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。</p>

薬物専門講師変更届書

年 月 日

東京都保健医療局健康安全部長 殿

住 所

ふりがな
氏 名

(電話番号)

証明番号

下記のとおり、(氏名 ・ 住所) に変更が生じたので届け出ます。

変更前	
変更後	

※ 薬物専門講師変更届書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関する事以外には一切使用しません。